第明治三二十種五郵年三月物三十一認可日

△

○

段階補正Ⅱ

測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
1,700,000人	1.00
1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.17
2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.22
2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.23
3,500,000人を超え5,000,000人までの数	0.24
5,000,000人を超え6,000,000人までの数	0.26
6,000,000人を超える数	0.18
測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.96
同上300,000人を超え600,000人までの数	0.96
同上600,000人を超え900,000人までの数	0.94
同上900,000人を超える数	0.97

普通態容補正（給与差等）

A

	政令市	中小企業支援市以外の指定都市	中核市	特別区及び保健所設置市	その他の市町村
1級地	—	—	—	3.983	—
2級地	3.331	—	3.401	3.418	3.448
3級地	3.176	—	3.241	—	3.285
4級地	2.748	2.749	2.801	2.814	2.836
5級地	2.515	2.516	2.560	2.572	2.591
6級地	1.816	—	1.841	—	1.857
7級地	1.427	1.427	1.440	—	1.446
無級地	—	0.884	0.880	0.879	0.878

B

1級地	0.309
2級地	0.251
3級地	0.234
4級地	0.188
5級地	0.163
6級地	0.088

○

段階補正Ⅱ

測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
1,700,000人	1.00
1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.17
2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.17
2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.25
3,500,000人を超え5,000,000人までの数	0.24
5,000,000人を超え6,000,000人までの数	0.26
6,000,000人を超える数	0.16
測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.96
同上300,000人を超え600,000人までの数	0.93
同上600,000人を超え900,000人までの数	0.95
同上900,000人を超える数	0.97

普通態容補正（給与差等）

A

	政令市	中小企業支援市以外の指定都市	中核市	特別区及び保健所設置市	その他の市町村
1級地	—	—	—	4.026	—
2級地	3.373	—	3.437	3.454	3.482
3級地	3.214	—	3.274	—	3.316
4級地	2.780	2.781	2.827	2.840	2.862
5級地	2.542	2.543	2.584	2.595	2.613
6級地	1.831	—	1.853	—	1.869
7級地	1.435	1.435	1.446	—	1.451
無級地	—	0.882	0.879	0.878	0.876

B

1級地	0.292
2級地	0.236
3級地	0.221
4級地	0.177
5級地	0.154
6級地	0.083